



2022年2月14日

各位

会社名 株式会社リックホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 多田 和洋  
(コード番号 8029 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 澁谷 治男  
(TEL 03-6439-1701)

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を、2022年3月30日開催予定の第60回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度改定の概要

当社は2018年3月29日開催の第56回定時株主総会において、第5号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の交付のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件」としてご承認いただきました。当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。その際、譲渡制限期間については、「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）により割当を受けた日より3年間から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において「本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。併せて、本制度改定前に既に付与済みの譲渡制限付株式を保有する対象取締役からの同意を得ることを条件に、当該付与済みの譲渡制限付株式についても、同様に譲渡制限期間を変更することといたします。

#### 2. 本制度改定の目的及び条件

一般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであります。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

#### 3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2018年2月13日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上